

参 考 資 料

地方税制小委員会

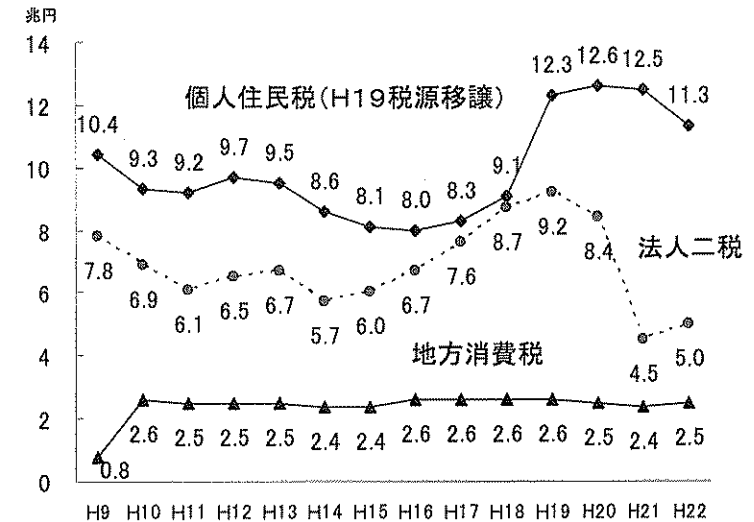
平成 22 年 9 月 30 日

地方消費税について

1 地方消費税は偏在性が少ない

	人口1人あたり税収の偏在度	東京への集中度
地方消費税 (清算後)	東京 / 沖縄 = 1.8倍 (27千円) (15千円)	全国の13.9%
地方法人 二税	東京 / 奈良 = 6.6倍 (176千円) (27千円)	全国の26.2%
地方税全体	東京 / 沖縄 = 3.0倍 (540千円) (179千円)	全国の17.4%

2 地方消費税の税収は安定的(税収推移)

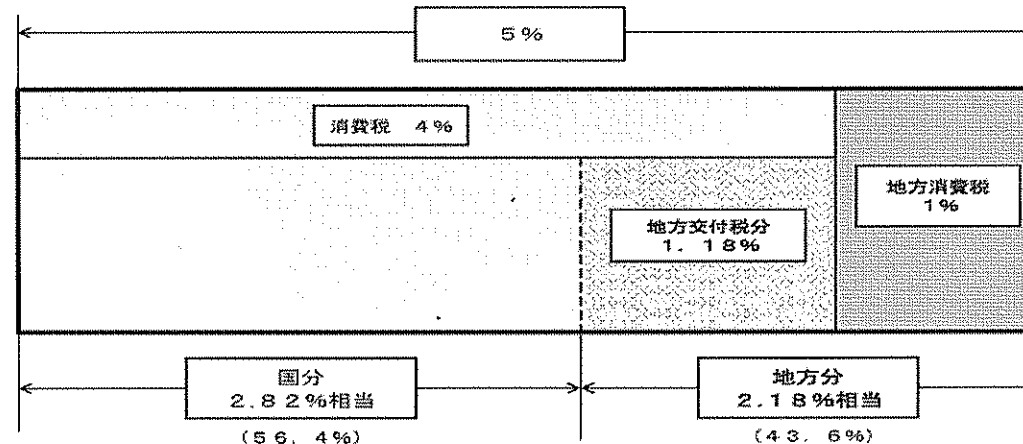


②決算額による比較

20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画額
地方法人二税には、地方法人特別譲与税額を含む

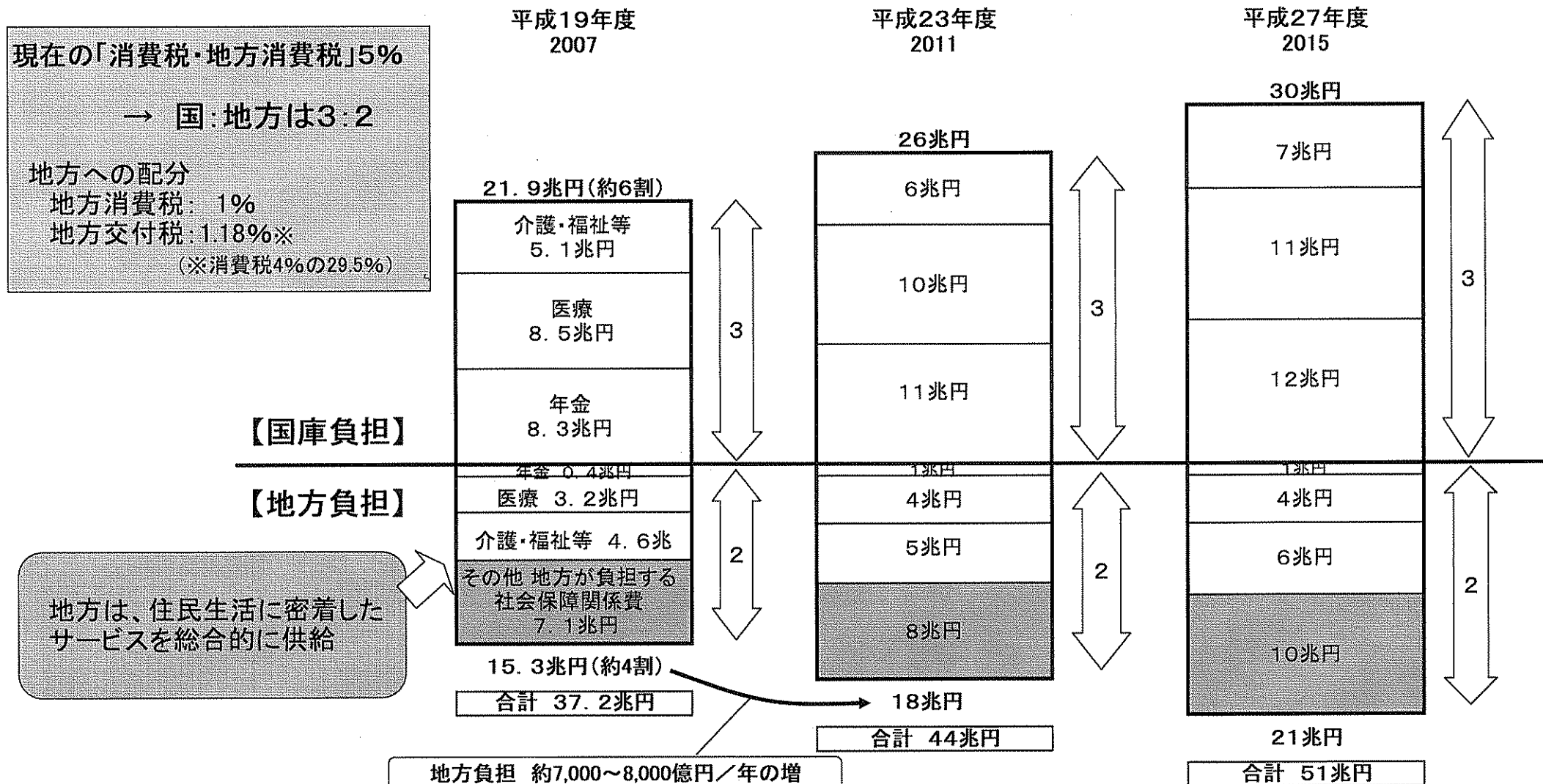
3 消費税の国と地方の配分

- いわゆる「消費税」5%のうち、1%分は「地方消費税」(国税としての消費税の税率は4%)。
- また、消費税(国税)の一部(29.5%)は、地方共有の財源として地方交付税の原資とされている。



社会保障関係費に関する地方負担

○地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方独自の負担により、地域に密着したきめ細かなサービスを幅広く提供。
○社会保障は、給付費のみではなく、施設運営費等 制度運営上必要な経費が一体となって達成されるもの。



※「社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計(未定稿)」(H20.12)より作成

1. 地方の自主財源の確保

- 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする(三党連立政権合意)
- 地域主権を確立し、地方の自主財源を大幅に増やす(民主党マニフェスト)

2. 地方税の減収は地方税の拡充で対応

- 暫定税率を廃止する場合に地方に生じる減収額8,100億円は、地方税の拡充で対応すべき。

※(国1.7兆円、地方0.8兆円)計2.5兆円の減収

3. 地球温暖化対策の推進と整合性のとれた地方税制の構築

- 2020年までに、温室効果ガス△25%を国際公約
- エネルギー課税は、環境負荷に応じた課税となるよう検討(税制調査会への諮問)

4. 温室効果ガス削減のインセンティブ

- 温室効果ガス削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的(⇒地方での課税)

暫定税率の廃止による大幅な減収に的確に対応するため、ガソリンや軽油といった化石燃料に対し、炭素含有量に応じて課税する地方環境税(仮称)を創設すべきである

地方環境税（仮称）の骨子（素案）

項 目	内 容		
1. 課税主体	都道府県 ※温暖化効果ガスの削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的		
2. 課税客体	元売業者又は特約業者からの揮発油及び軽油の引取りで、当該揮発油及び軽油の納入を伴うもの ※「地球温暖化対策税」の議論とあわせ、地方税として電気・ガス税を課していた経緯も踏まえ、課税客体の拡大を検討		
3. 納税義務者	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う揮発油及び軽油の引取りを行なう者		
4. 課税標準	揮発油及び軽油の数量（「消費（販売）」量）		
5. 税率	揮発油等に含まれる「炭素量」に応じた税率とすることが考えられる ⇒ 揮発油 1 : 軽油 1.13 税收規模を約 8,100 億円とした場合 ⇒ 揮発油 9.3 円/ℓ、軽油 10.5 円/ℓ		
		揮発油税＋地方揮発油税(国税)	軽油引取税(地方税)
	現行税率	53.8円/ℓ	32.1円/ℓ
	うち 本則税率	28.7円/ℓ	15.0円/ℓ
	うち 暫定税率	25.1円/ℓ	17.1円/ℓ
	本則税率＋地方環境税	38.0円/ℓ	25.5円/ℓ
6. その他	(1) 普通税とする (2) 自動車重量譲与税等の暫定税率分は、都道府県から市町村へ「税交付金」を交付する (3) その他の課題 ・ 現在の軽油等の免税制度の取扱い ・ 施行期日 等		

平成21年11月政府税調提出資料に基づき作成

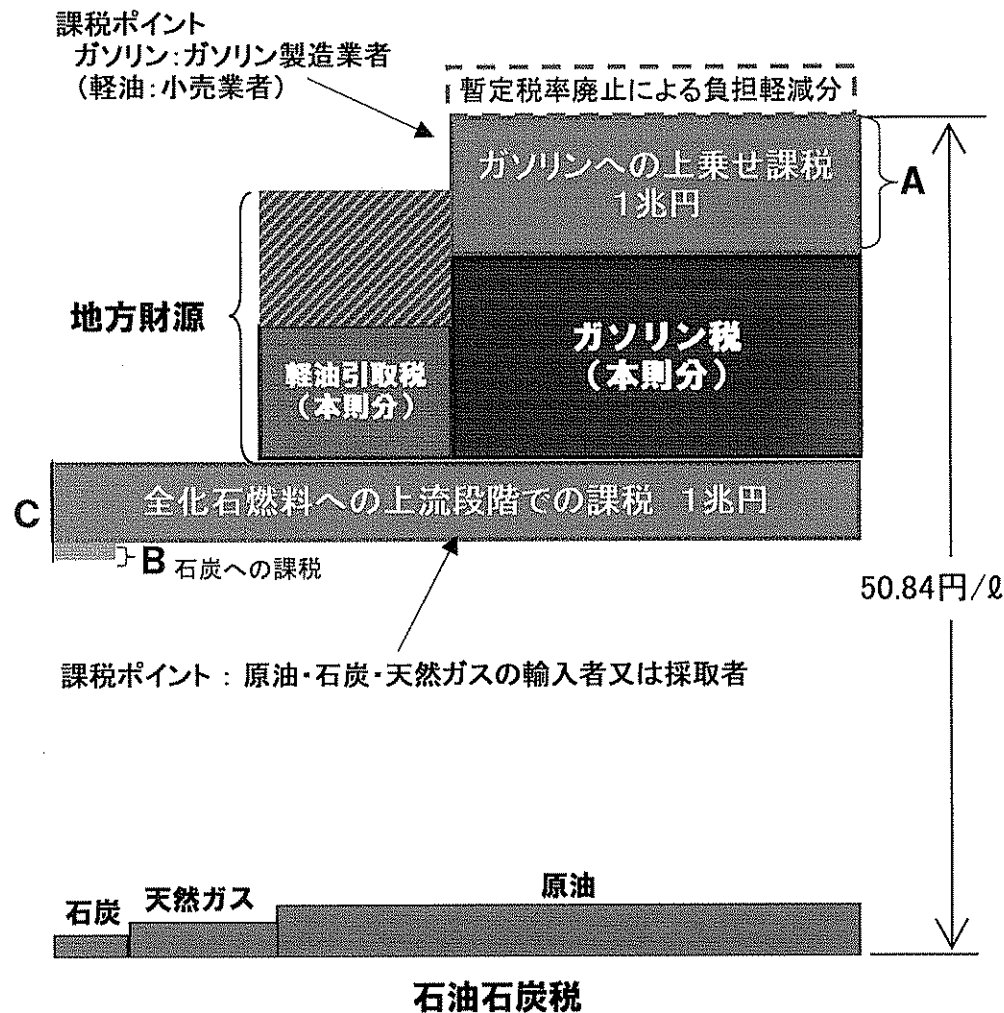
環境省 地球温暖化対策税

H22～

総務省 環境自動車税（地方税）

H23～

自動車の保有課税を抜本的に改組し、平成23年度を目途にCO2排出量と税額が連動する仕組みを導入



現在

自動車税
（地方税）

自動車重量税
（国税）

排気量（CC）に応じた課税

車両重量に応じた課税

1. 6兆円（21年度地財ベース）

本則分0. 4兆円、暫定上乗せ分0. 5兆円
（21年度予算ベース）

一本化

環境自動車税（地方税）のイメージ

環境損傷負担金的性格
（CO2排出量を勘案した税率）

財産税的性格
（財産的価値を勘案した税率）

平成22年度税制改正大綱（地方環境税関係）

H21.12.22
閣議決定

第3章7(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等（抜粋）

② 地球温暖化対策のための税

地球温暖化対策の観点から、1990年代以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含む、環境税制の見直し・強化が進んできています。

我が国における環境関連税制による税収の対GDP比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。

④ 地方環境税の検討

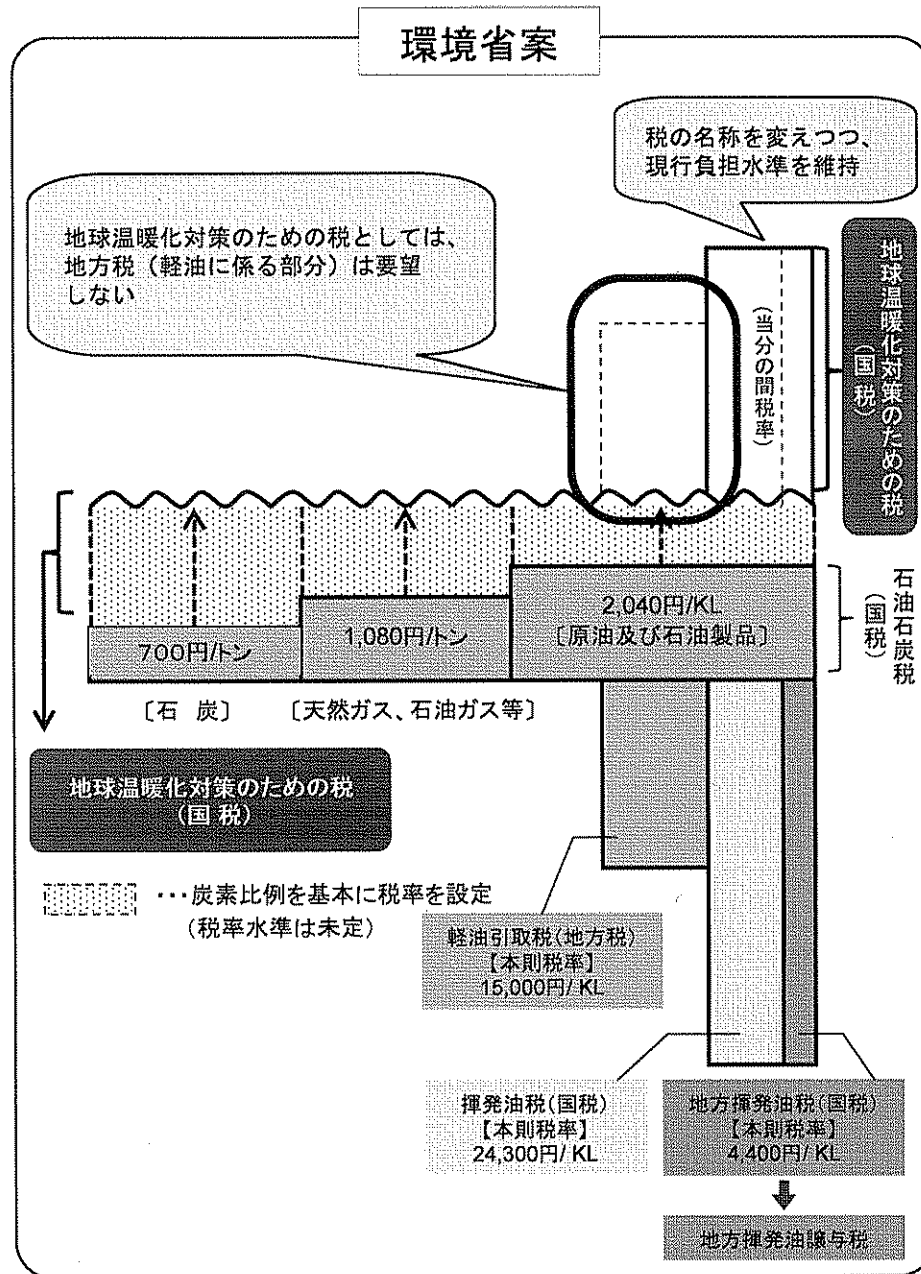
喫緊の課題である地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められています。

CO2の排出を抑制するためには、地方税においても、すでに軽油等に課税していることを踏まえ、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要です。

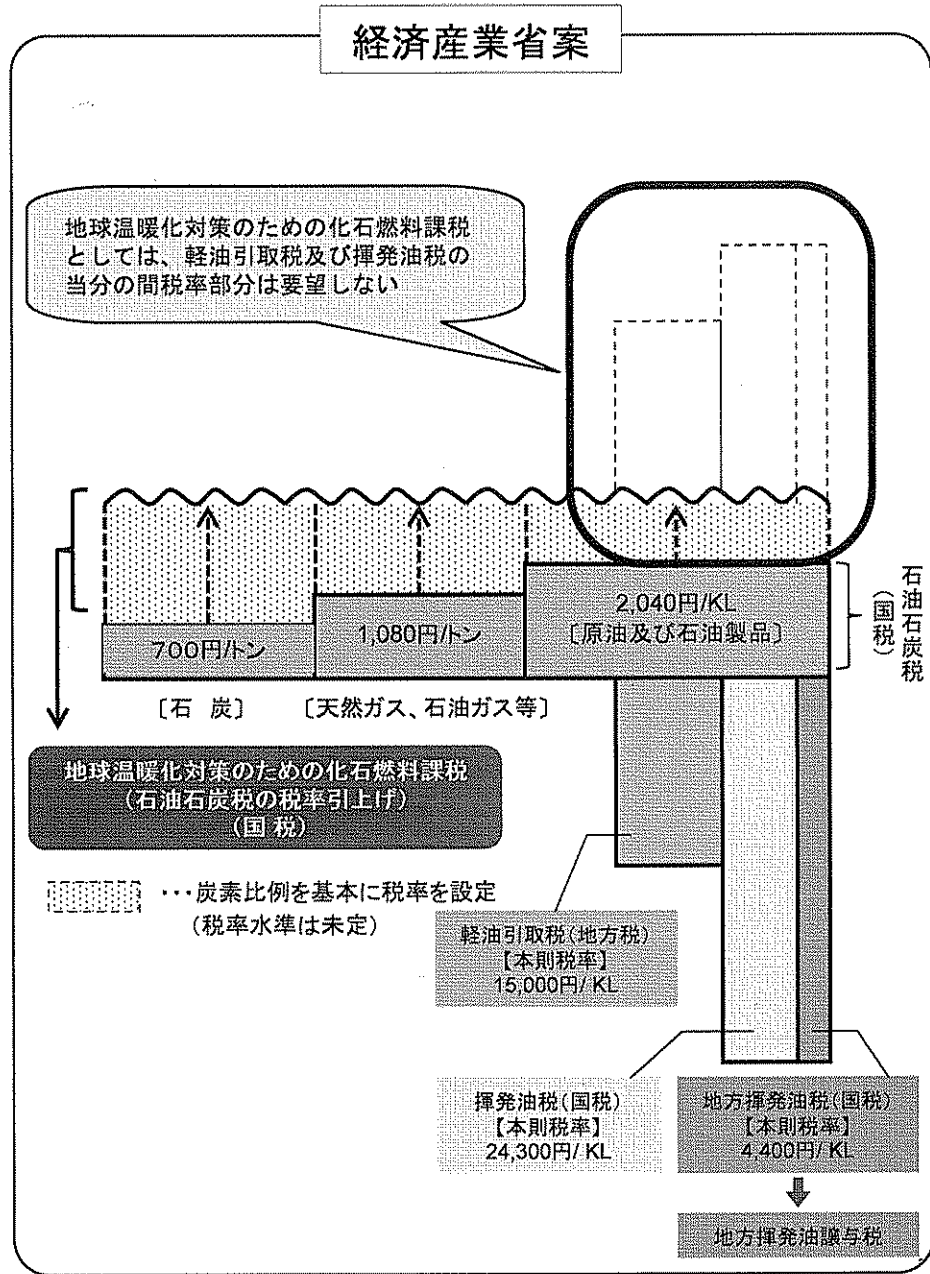
また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

平成23年度税制改正要望における環境省案及び経済産業省案の税率イメージ

環境省案



経済産業省案



地方環境税(仮称)の創設(案)

1 地方環境税(仮称)の創設

- 地球温暖化対策の観点から、主として運輸部門で使用する揮発油に対して、当分の間税率部分に代えて地球温暖化対策のための税(国税)を課税するのであれば、同様に軽油に対しても、現行の軽油引取税の当分の間税率部分に代えて地方環境税(仮称)(地方税)として課税。

※環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的。

※税源が大都市地域に偏在しない。

2 地球温暖化対策税の創設に伴う地方税源の確保

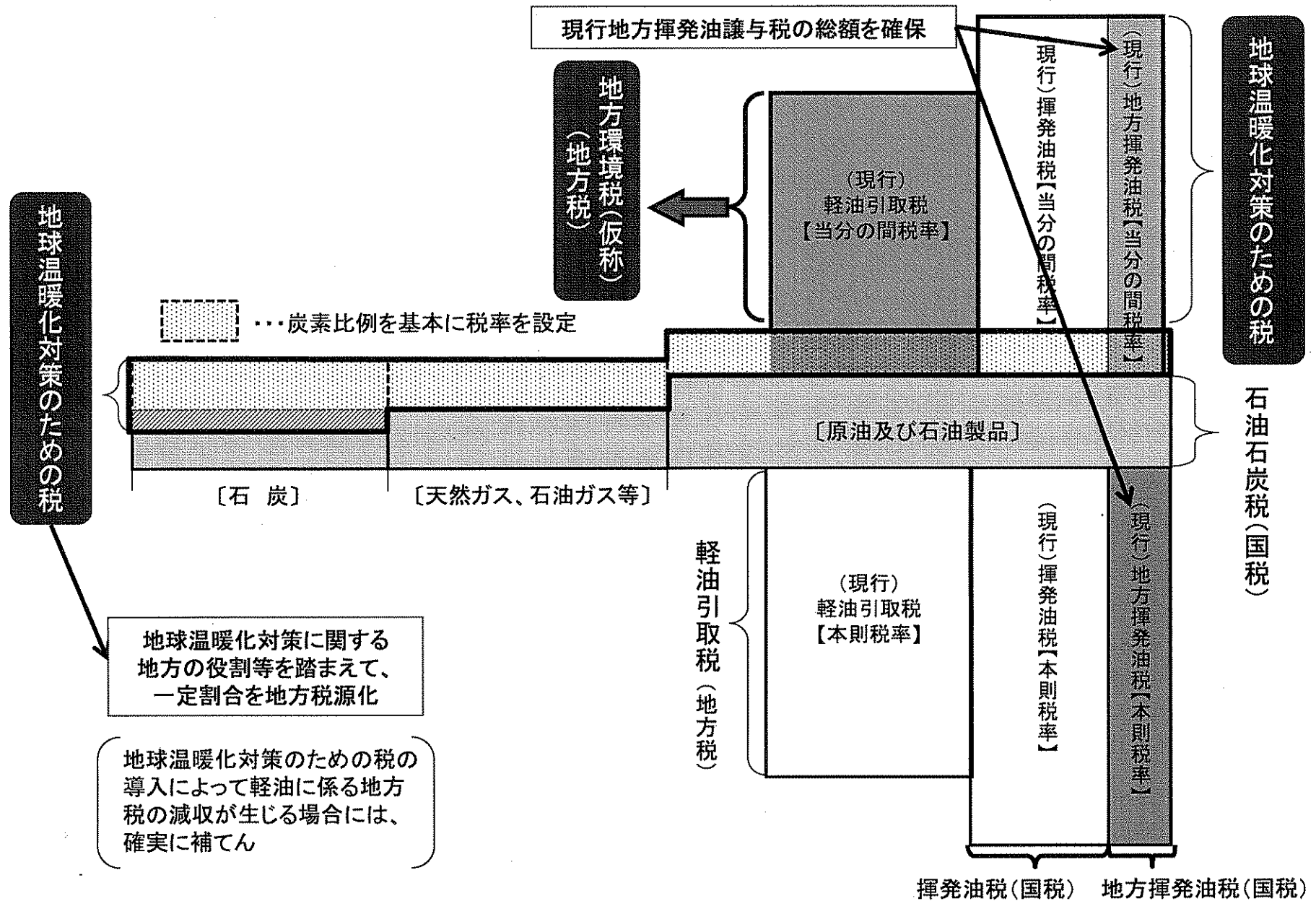
- 地球温暖化対策のための税のうち、石油石炭税と併せて徴収される部分については、その一定割合を地方税源化。

※地方団体も地球温暖化対策をはじめとする環境施策に推進において大きな役割を担っている。

3 現行地方揮発油譲与税の総額の確保

- 地球温暖化対策の観点から揮発油に対して地球温暖化対策のための税(国税)を課税するとしても、地方財源である現行地方揮発油譲与税としての総額は確保。

地球温暖化対策関係税の全体イメージ

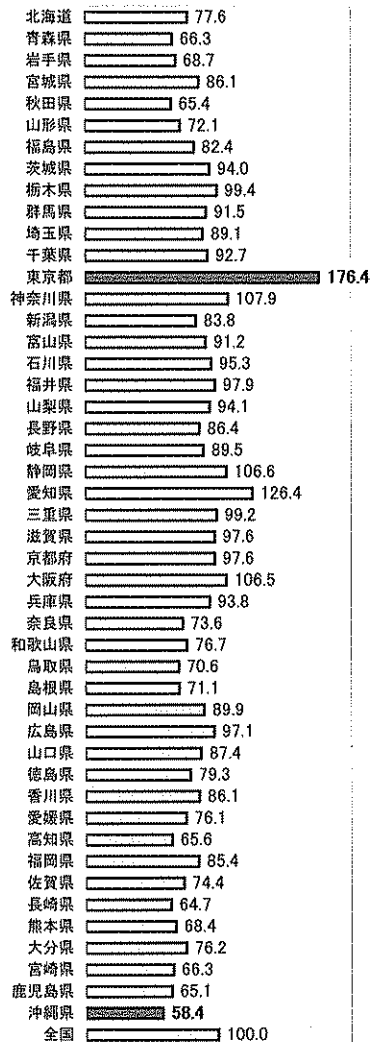


人口一人当たりの税収額の指数(平成20年度決算) (全国平均を100とした場合)

地方法人二税の大都市への税源偏在が課題となる中で、逆に軽油引取税は地方の税収ウエイトが大きい貴重な税目

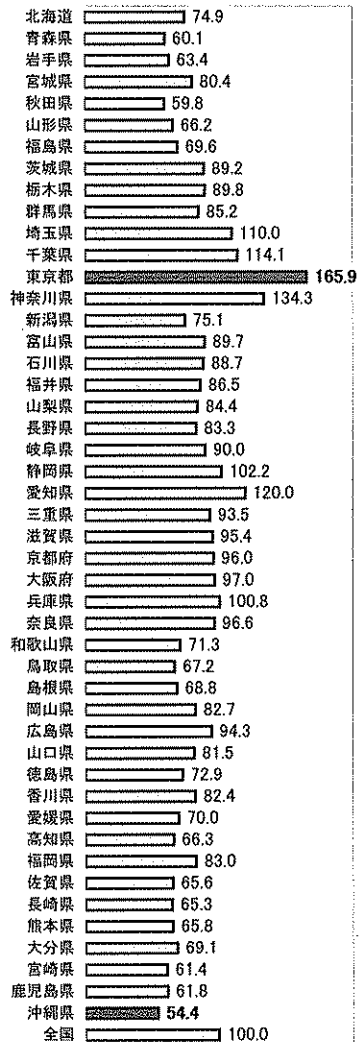
地方税計

38.9兆円



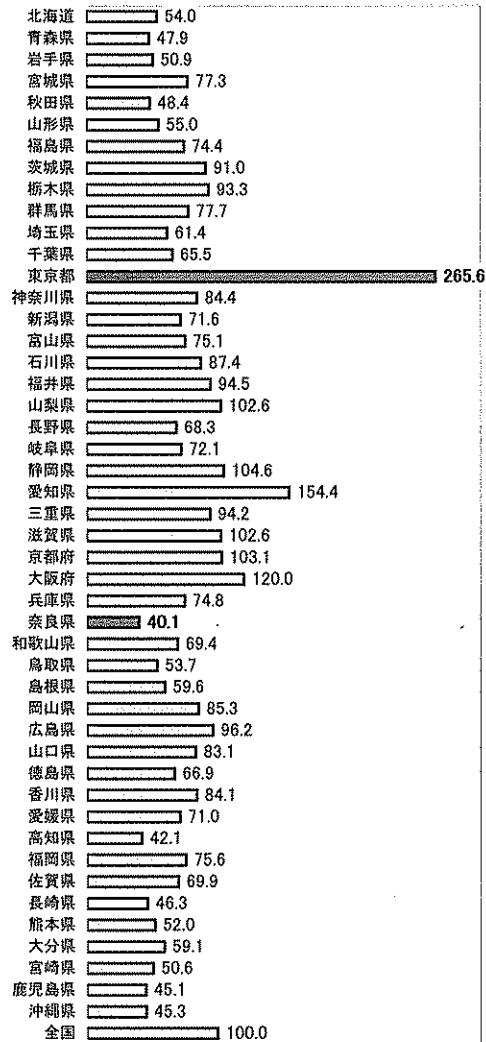
個人住民税

12.3兆円



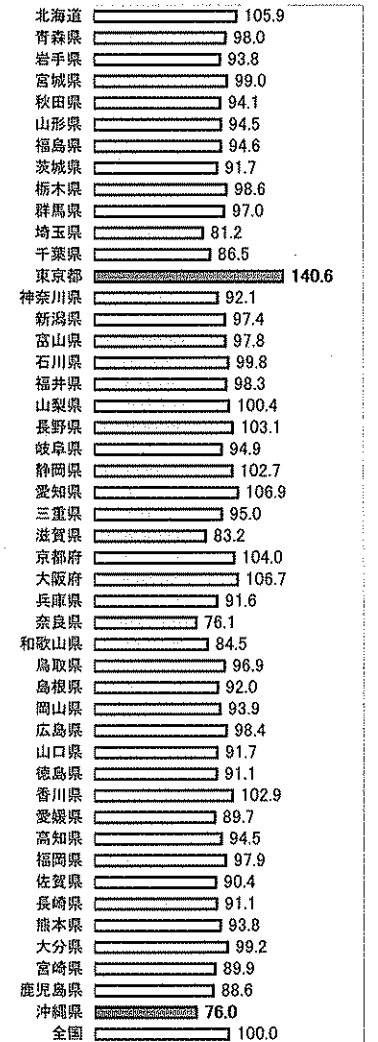
地方法人二税

8.4兆円



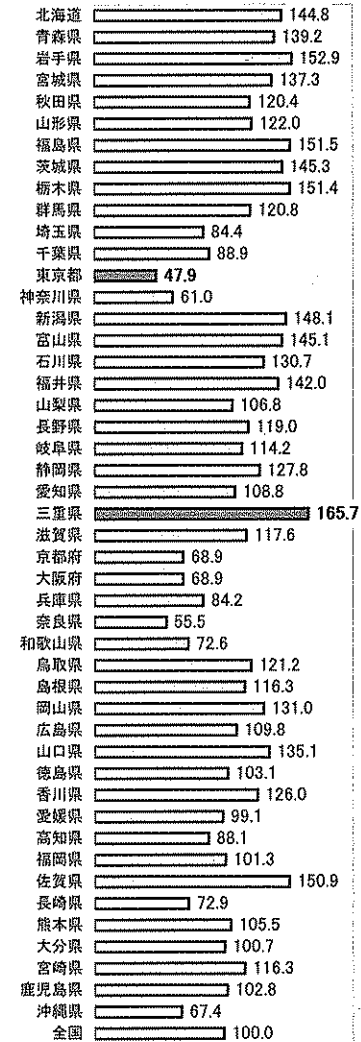
地方消費税(清算後)

2.5兆円



軽油引取税

0.9兆円



最大／最小:3.0倍
(東京)(沖縄)

最大／最小:3.0倍
(東京)(沖縄)

最大／最小:6.6倍
(東京)(奈良)

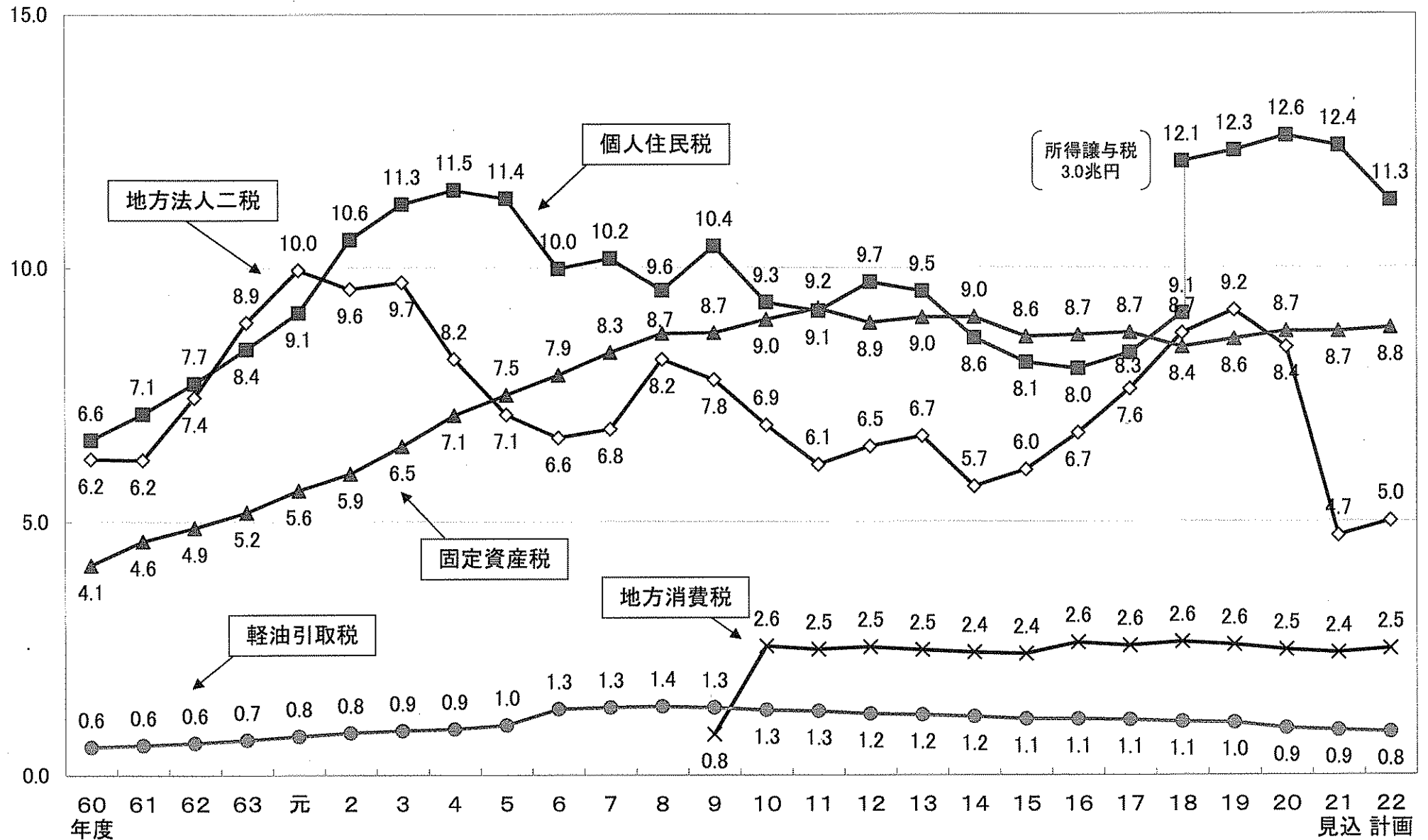
最大／最小:1.8倍
(東京)(沖縄)

最大／最小:3.5倍
(三重)(東京)

主要税目(地方税)の税収の推移

〔政府税調提出資料
をもとに作成〕

(兆円)



- (備考) 1 計数は、超過課税及び法定外税を含まない。
 2 平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税には、地方法人特別譲与税を含む。

地方公共団体の地球温暖化対策について

未定稿

総務省資料

○ 平成22年度における地方公共団体の地球温暖化対策に係る予算額

合計 **約1兆6,400億円**（都道府県：約9,200億円、市町村：約7,200億円）

※ 京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定・閣議決定）においては、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策へ取り組むことが求められている。

地球温暖化対策	取 組 例	都道府県	市町村	計
		事業費	事業費	
CO2、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策	[エネルギー起源のCO2関連] ・市バス等のサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化 ・太陽光発電設備の導入促進 [非エネルギー起源のCO2関連] ・生ごみ処理機購入費用の助成 ・家庭用廃食油の資源化の促進 [メタン、一酸化二窒素関連] ・焼却灰処理「エコセメント」化の推進（焼却灰の有効利用） ・下水汚泥処理施設、ごみ焼却処理施設の高度化 [代替フロン等関連] ・代替製品（ノンフロン製品）の調達	約5,600億円	約5,800億円	約1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策	・森林整備事業 ・森林害虫病（松くい虫）の防除	約3,400億円	約1,200億円	約4,700億円
その他の対策	[横断的施策] ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表 [その他の温暖化対策] ・地球温暖化対策アドバイザーの派遣 ・エコサインガイドラインの策定	約200億円	約100億円	約300億円
合 計		約9,200億円	約7,200億円	約1兆6,400億円

※ 都道府県及び市町村の地球温暖化対策に係る平成22年度予算額を調査。端数処理の結果、内訳と合計が合致していない。調査に当たっては、京都議定書目標達成計画別表に記載された「地方公共団体が実施することが期待される施策例」等を示した上で実施しており、特定できないものは計上されていない場合もある。

国の地球温暖化対策について

平成22年1月29日
環境省報道発表
資料を基に作成

総務省資料

- 平成17年4月28日の京都議定書目標達成計画の閣議決定を受け、18年度予算より、「京都議定書目標達成計画関係予算」をとりまとめているもの。
- 関係府省全体の平成22年度の同計画関係予算額は、次のとおり。

4つの分類	22年度当初予算額
京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,029億円
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,405億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,167億円
基盤的施策など	683億円
合 計	1兆1,284億円

(注) 予算項目の内数として、京都議定書目標達成計画関係予算に該当する額が特定できないものは計上されていない。

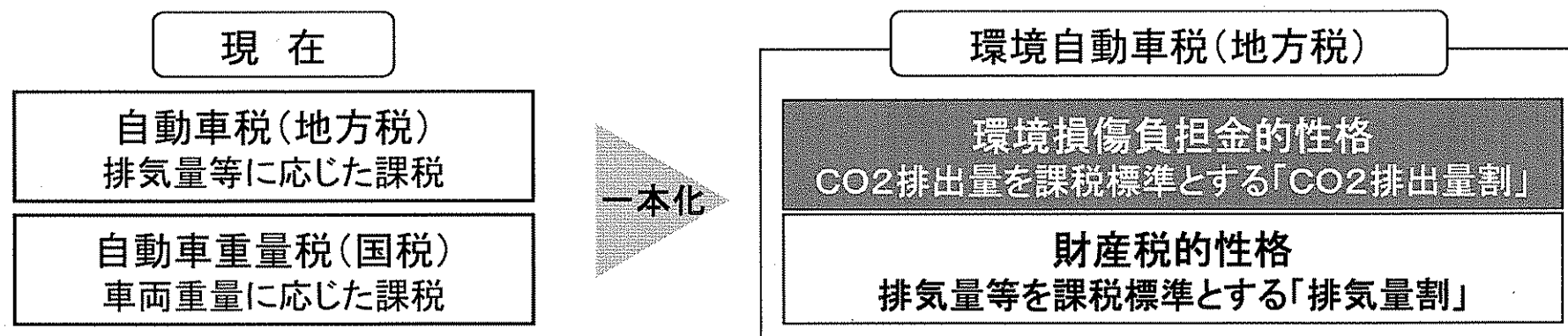
自動車関係税制に関する研究会報告書のポイント

- 現行の自動車税、軽自動車税、自動車重量税及び自動車取得税について、個別の財産に対する課税である車体課税として、車体の保有に着目する課税及び車体の所有権移転(取得)に着目する課税に整理。

1 保有段階における自動車への課税

- CO2排出削減に資する「環境自動車税」(地方税)を創設すべき。

- 自動車税と自動車重量税を一本化し、「環境自動車税」を創設することにより、自動車関係税の簡素化を実現。
- 「環境自動車税」は個別財産税であるとともに、「公平の原則」に適う環境損傷負担金的性格を有するものとして整理。
- 「環境自動車税」は地方税とすべき。



- あらゆる政策を総動員する地球温暖化対策の取り組みの必要性、厳しい財政状況、自動車関係税全体の負担水準の国際比較等を踏まえ、「環境自動車税」は、少なくとも税収中立を前提として制度設計を行うべきであり、自動車重量税の上乗せ分も含めた規模で一本化すべき。
- 軽自動車税についても、上記の考え方を踏まえ整理。

2 取得段階における自動車への課税

- CO2排出削減のための様々な地球温暖化対策の取組がなされる中、保有段階及び取得段階でバランスのとれた課税を行うべく、取得段階の課税としての自動車取得税は、少なくとも当面は維持すべき。

平成22年8月30日

平成23年度の地方財政の課題

1. 地方一般財源の総額の確保と地方財政の健全化等

- (1) 「財政運営戦略」を踏まえ、国・地方共通の重要な課題である財政健全化に向け、「新成長戦略」の推進により「強い経済」を実現し、経済成長による税収増を図るとともに、地方の行財政改革に積極的に取り組む。
- (2) 「財政運営戦略」に定める中期財政フレーム及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保。
- (3) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を踏まえ、健全化判断比率の公表等を着実に実施するとともに、公務員人件費、第三セクター等、公立病院、地方公会計等の改革を進め、財政健全化を促進。

2. 地域主権改革の推進

- (1) 国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す。社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築。
- (2) 地方においては、経済の疲弊が深刻化しており、財政状況も極めて厳しいことから、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。
- (3) 地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革。
- (4) 国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等の様々な課題との整合性を確保しながら検討を行い、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。

平成23年度地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

- 「財政運営戦略」に定める中期財政フレーム(注)及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保
- 地方交付税については、本年度とほぼ同額の16.9兆円を要求し、地方の安定的な財政運営に必要な財源を適切に確保
- 地方交付税総額の予見性と地方財政の自律性を高めるため、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき、交付税率の引上げによる補てんを要求

【要求内容】

- (1) 三位一体改革で削減された地方交付税を復元するとともに、地域経済を活性化し、元気な日本の復活を図る観点から、一般会計からの別枠の加算(1兆4,850億円)を平成22年度同様に行う。
 (参考) 平成18年度所得税税源移譲額の交付税率相当額(H23ベース)
 ※ 試算額 所得税の8%相当=1兆725億円
- (2) 平成23年度の財源不足は折半で補てんし、国負担分相当額について交付税率を引上げ3年間固定し、地方団体の予見性を高める。
 ○ 国負担相当額 5兆2,347億円(国税5税の16.5%相当→交付税率47.9%)
- (3) 平成24年度以降の2年間の財源不足の変動は臨時財政対策債で調整し、地方財政の自律性を高める。

【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)
 16兆8,605億円 (H22 16兆8,935億円)
 (H22比 △330億円)
 (参考)一般財源総額見込み 59兆4,400億円程度 (H22 59兆4,103億円)

(注) 中期財政フレームにおいては、基礎的財政収支対象経費について、平成23年度から平成25年度の間は、平成22年度当初予算の規模を実質的に上回らないこととされている。

※ この概算要求は仮置きの数値であり、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、交付税特別会計借入金のある方を含め予算編成過程で調整するとともに、交付税率の引上げは事項要求(折半ルール国負担分を対象)とする。

平成23年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】

(単位:兆円)

平成23年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分	平成23年度 当初要求額 A	平成22年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般会計				
国税5税の法定率分等 ①	98,377	94,654	3,722	3.9%
所得税×32%	42,900	40,365	2,536	6.3%
酒税×32%	4,523	4,426	97	2.2%
法人税×34%	20,644	20,240	404	2.0%
消費税×29.5%	29,018	28,432	586	2.1%
たばこ税×25%	2,290	2,068	223	10.8%
(小計)	99,375	95,530	3,845	4.0%
平成9、10、19年度精算分*	△ 999	△ 876	△ 123	14.1%
(小計)	△ 999	△ 876	△ 123	14.1%
一般会計からの加算分 ②	22,412	76,291	△ 53,879	△ 70.6%
法定加算	7,562	7,561	1	0.0%
別枠の加算	14,850	14,850	0	0.0%
「地域活性化・雇用等臨時特例費」 の創設による別枠加算	0	9,850	△ 9,850	皆減
H21年度別枠加算1兆円のうちH22年度 に繰越ることとされていた加算	0	5,000	△ 5,000	皆減
別枠の加算	14,850	0	14,850	皆増
臨時財政対策加算	0	53,880	△ 53,880	皆減
交付税率の引上げ(事項要求)等 ③	52,347	0	52,347	皆増
計(入口ベース) ①+②+③=④	173,135	170,945	2,190	1.3%
特別会計				
返還金 ⑤	0	2	△ 2	△ 99.9%
特別会計借入金償還額 ⑥	0	0	0	—
特別会計借入金利子 ⑦	△ 4,530	△ 5,712	1,182	△ 20.7%
剰余金の活用 ⑧	0	3,700	△ 3,700	皆減
前年度からの繰越 ⑨	0	0	0	—
計 ⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=⑩	△ 4,530	△ 2,010	△ 2,520	125.4%
地方交付税総額(出口ベース) ④+⑩ ⑪	168,605	168,935	△ 330	△ 0.2%

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※ 平成22年度は平成9、10年度精算分、平成23年度は平成19年度精算分である。

区 分	22年度	23年度	増減	伸び率(%)	特記事項
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	21.7	21.2	△ 0.5	△ 2.4	
退職手当以外	19.4	19.0	△ 0.4	△ 2.0	H22人事院勧告(平成22年8月)等
退職手当	2.3	2.2	△ 0.1	△ 5.3	
一般行政経費	29.4	31.4	2.0	6.7	
補助	14.4	15.2	0.8	5.4	社会保障費の増 概算要求組替え基準を踏まえた減
単 独	13.8	15.0	1.2	8.3	社会保障費の増 概算要求組替え基準を踏まえた減
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.2	1.2	0.0	5.0	
地域活性化 ・雇用等臨時特例費	1.0	0.0	△ 1.0	皆減	一般行政経費(単独)へ振替え
地方再生対策費	0.4	0.4	0.0	0.0	
投資的経費	11.9	11.8	△ 0.1	△ 0.5	
直轄・補助	5.0	5.0	△ 0.0	△ 1.0	概算要求組替え基準を踏まえた減
単 独	6.9	6.9	△ 0.0	△ 0.2	概算要求組替え基準を踏まえた減等
そ の 他	17.7	17.5	△ 0.2	△ 1.0	
一 般 歳 出 計	66.3	66.7	0.4	0.6	
計	82.1	82.4	0.3	0.3	
(歳入)					
地 方 税 等	34.4	34.8	0.4	1.2	
地 方 税	32.5	32.9	0.4	1.3	「経済財政の中長期試算」(平成22年6月22日 内閣府)ベース
地方譲与税	1.9	1.9	0.0	0.1	
地方特例交付金	0.4	0.2	△ 0.2	△ 38.4	
地方交付税	16.9	16.9	△ 0.0	△ 0.2	
国庫支出金	11.6	11.9	0.3	3.2	
地 方 債	13.5	13.1	△ 0.4	△ 2.8	
うち臨時財政対策債	7.7	7.5	△ 0.2	△ 2.8	
そ の 他	5.4	5.4	0.0	0.0	
「一 般 財 源」	59.4	59.4	0.0	0.0	注3参照
(水準超経費除き)「一般財源」	58.8	58.8	0.0	0.0	(交付団体ベース)
計	82.1	82.4	0.3	0.3	

注) 1 「概算要求組替え基準」、「財政運営戦略」等を前提とした仮置きの数値である。

2 地方財政対策等に關し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補てんについては「平成23年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。

3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。

4 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。

平成23年度 地方交付税・地方特例交付金 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(単位:億円)

項 目	平成23年度 要求額 A	平成22年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
<地方交付税>				
一般会計からの繰入れ	173,135	170,945	2,190	1.3
借入金等利子	△ 4,530	△ 5,712	1,182	△ 20.7
剰余金の活用	0	3,700	△ 3,700	皆減
返還金	0	2	△ 2	△ 99.9
計	168,605	168,935	△ 330	△ 0.2
<地方特例交付金>				
一般会計からの繰入れ	2,362	3,832	△ 1,470	△ 38.4
うち 児童手当及び子ども手当 特例交付金	479	2,337	△ 1,858	△ 79.5
減収補てん特例交付金	1,883	1,495	388	25.9
一般会計からの繰入れ 合 計	175,497	174,777	720	0.4

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

- この概算要求は、「概算要求組替え基準」、「財政運営戦略」等を前提とした仮置きの数値である。その考え方は「平成23年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。
- 国税及び地方税の税収見込み等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に試算している。
- 交付税特別会計借入金のあり方については、予算編成過程で検討を行い、必要な場合には概算要求の修正を行う。
- 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成22年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数値であり、「児童手当及び子ども手当特例交付金」及び「減収補てん特例交付金」については、平成23年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。